





思います。ただ、わが国といたしましては、とにかく三つの基本条約に入るのが先決であるということです。国内的な準備も進めてまいりまして、昨年、七二年ですけれども、この三つの中の最後になります評価条約に加盟した段階であるわけでございます。それで、ようやく三つに入りましたので、これからますます、ほかのものにつきましても、できるだけ積極的に取り組んでいきたいというがまず基本的な考え方であらうかと思いま

す。

それから、これはある程度副次的な事情になるわけでござりますけれども、わが国といたしましては、たとえば今回審議をお願いしておりますようないろいろな通商条約につきましては、わが国から出たり入りたりする度合いがわりあい近年に至るまで、たとえば展覧会とか職業用の用具などございますけれども、それはどの度数なり回数がなくて、それなりに内外からの要求も少なかつたという事情もござります。ただ、近年に至りましてわが国の経済活動が膨大化するにつれまして、展覧会の数も非常に多くなってきておりますし、職業用具を持ち出したり持ち込んだりする度合いも非常に多くなつてきておりますので、これまたわが国に加盟することは非常に急務となつておられます。それで今回、まずこの三つの条約に入るという方針で御審議をお願いするということにした次第でござります。

○塚田委員 いろいろと慎重審議してきたという事情は、それなりにわからぬことはありませんが、CCCに入ってから十年近くですね、六四年でござります。だから、あとの諸条約について、十年近くもなかなかおかつ検討中というのは、一つにはこのCCCの活動自体、あるいはまた、たとえば今回のような一時輸入の免税の問題、こういった問

題について、すでに国内法で相当整備されておる。いまここで説明を聞きましたが、率直な感じ、国際的には何か単一化して、くると回るようになります。それで、ようやく三つに入りましたので、これからますます、ほかのものにつきましても、できるだけ積極的に取り組んでいきたいといふのがまず基本的な考え方であらうかと思いま

す。

○羽瀬説明員 原則といたしまして、これは私の考え方でございますけれども、おしろできるだけこれから早い機会にほかのほうにも入つていこうといふのが方針でございまして、それに入ることに

対する基本的な困難とか、あるいは入つたことに

よつてより複雑になるということはないと思うの

であります。むしろ国際的に調和をはかるとか統

一をはかるということで特に通商が便利になると

いう性格のものであつて、それによつて複雑化す

るようなことは根本的にはあり得ないと考えてお

ります。

○塚田委員 便利になるかならないか、ひとつこ

れはこれから大蔵省に聞きたいわけであります

が、ここでいう保証団体というのは一體具体的に

は何を考えておるのでですか。

○大蔵政府委員 先ほど輸入課長から御説明いたしましたように、この民間保証団体は、国際的に

国際商業会議所がこの保証団体に各国ともなつて

おりますので、日本の場合、いわゆるICC、国

際商業会議所に加盟した団体の日本商工会議所等

の各地の商工会議所を保証団体といたすこと考

えておるわけでござります。

○塚田委員 この保証団体というのは、たとえば

日本の中で一団体でなければならぬのか、それと

もう一団体以上であつてもかまわないのかどうかと

いうことです。

だから、あとの諸条約について、十年近くも

なかなかおかつ検討中というのは、一つにはこ

のCCCの活動自体、あるいはまた、たとえば今

回のような一時輸入の免税の問題、こういった問

題について、すでに国内法で相当整備されてお

る。いまここで説明を聞きましたが、率直な感

じ、国際的には何か単一化して、くると回るよ

うのは、そのものはあるのかないのか。

○大蔵政府委員 通常、カルネを発給いたしますが、その発給申請者から担保をとることがで

きることになっておりますので、現実問題といたしまして、担保の提供を得さえすればこれを拒む

けます。そういうからみ合ひも私はあるのではないかと考えております。

○塚田委員 私は、ないのではないかじやなく

て、原則的に拒み得るものかどうか、その点端的

にひつ……。

○大蔵政府委員 これは理論的には拒み得るとい

うこととは言えるかと思います。申請がありさえすればこれに対し必ず発給をしなくてはならない

といふものではない。もし拒まれた場合にはカル

ネによらずしてその輸出者は先方に輸出をし、先

方の国の一時免税手続をとらなくてはならない、

こういうことにならうかと思います。

○塚田委員 そうすると、理論的には拒み得る、

しかし大体拒否は通常貿易をやつてゐるあればで

きないだらうと、いうふうに解釈できるのですが、

そのとき事故が起きたという場合には、条文では

保証団体が「連帯して」ということなんですが、

保証団体が一時的に保証していく、税金を払つて

いくということになりますか。

○大蔵政府委員 たとえば日本に対して商品見本

なら商品見本が一時免税の形で入つてくる例をと

らしていただきますと、かりにドイツから入つて

くる、それで一年間以内に再びドイツに返つてい

くはずのところが一年たつても日本にとどまつた

ままである、こういう場合には当然その関税を払

わなくてはならないわけでございます。

その場合には税關当局といたしましては、日本

商工会議所に対しましてその関税の支払いを請求

をいたすわけでございます。そうすると日本商工

会議所はその関税を日本の税關に対し支払う、

支払った後におきまして、これは立てかえ払いを

日本商工会議所はやるかこうになると思います

が、支払った分を先方のカルネの発給団体である

ところの西独の商工会議所に対しまして日本商工

会議所はその金額を請求をいたすわけございません。その西独の商工会議所はそのカルネの発給を

○塚田委員 カルネ一本でとにかく輸出入ができる

のですから非常に簡単作されたJタブに見えても、しかしいま言つたような説明からいくと、國內的にはそいつた場合が起きたら非常に手続が

めんどうといいますか、あるいは利用者と保証團体との関係、そこへ委託された商工会議所との関係など、非常に複雑な関係が出て来る。どうぞお

は円滑な貿易といいますか、特に一時輸入の場合ですから、どうもそれを阻害する要因もあるの

ですけれども、内部的なそいつた問題を考えるとかえつて複雑といふか、そしてあとに問題を残

すという印象を受けてしまうかないのですけれども、端的にどうでしょうか。

ますと、現在かりに日本に対して一時免税輸入をいたします場合には、日本の通関手続によりまし

関に対し様式に従いまして申請をし、さらにその物品に対してかかるところの関税を担保として

私がどうしてはだめだしといつておるわけがでござります。しかしながら、今回のこのカルネを使いますとそりいつたような手続は一切、現

実に担保を積む必要もございませんし、一切自分  
の本国におきましてカルネの様式に従つて必要な  
事項を書き入れさせて下さい。されば、二つ輸入申請の三

も再輸出免税の手続をさらに手厚くして、全部行なわずして日本に対し品物を持ち込むことができる、こういふところになるわけである。

御指摘のように、かりに事故が起こりまして、  
その事などは、二月廿二日現在の段階で、二、三、

起きるということはあるうかと思いますけれども、事故が起るということを前提として考え方

れた制度ではございませんで、事故が起こった場合には商工会議所が保証をするという形のものでございまして、これは私どもの感じでは端的に申し上げまして、お互いに貿易の数量の伸長とともに、一時免税商品の見本の持ち込みとかそういうようなものが非常に多くなっておる現在におきましては、このカルネの条約に加入をするということは、日本の立場からいっても、国際的にも先生方に対しても利益を与える。

さらに日本から申しますると、かなりヨーロッパ諸国に日本の会社の人たちが商品見本その他の持ち込みをやっておられるわけでございまして、現在やはり先方のそれぞれの国の手続に応じまして通関手続をやっておりますけれども、カルネを持ってまいりますとそういうふうな一切の通関手続を省略をいたすことができるわけでございますから、この点に関しましては、この条約に加入することによりまして一般の貿易に従事しておられる方々には便利になる、かように私どもは考えておるわけでござります。

○塚田委員 そこで、この法律の第三条なんですけれども、この三条でカルネの適用される物品が限定されておるわけです。これは関税税率法第七条第一項各号ということで、これは広範な物品だらうと思うのですが、すでにこれは再輸出免税でいろいろと議論されておりますから一々の問題についてはここで問い合わせることは避けたいと思います。ただこの第十七条第一項各号のうち第十一号、これは条約によって認められた貨物ということになつておりますが、この条約とは一体何かということなんですね。

○大蔵政府委員 先ほど外務省のほうから、今国会におきましてこのATAカルネの条約のはかに二つの条約、職業用具とそれから展覧会用の条約に加入することを外務委員会において審議を願つてあるという答弁がございましたけれども、この現在御審議を願つております職業用具の一時輸入に関する通関条約というものと、それから展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにお

いて展示され又は使用される物品の輸入に対する  
便益に関する通商条約、この条約に日本が加入いた  
しまった後においては、これらの条約がこの十

「号における該当する条約となることになるわけ  
でござります。」

○大槻説明員　関税定率法第十七条第一項の十一  
約というのは。

号に「条約の規定により」云々というのがあるわけですが、それは政令のほうで受けておしまして、関税定率法施行令の三十三条の三において

きまして二つの条約、すでに日本が加入しているものを規定しておるわけでございまして、今度条約内と申すところ、二二二二によつて二二

の定率法十七条第一項第十一号に追加するということになつて、いくわけでございます。そういうう

○塚田委員 そこで、先ほどのように担保の提供は要らない、手続は簡素化だということで私どもとでござります。

一番心配されるのは、これはカルネだからということで、カルネという名前のもとに通関の際の検査あるいは調査それ自体も簡素化されていく。た

とえば率直に言うと、入ってはならない品物、そういうものが伴つてくる場合の検査等がどうもこしづらくなつてゐる。

れではちっと不安ではないかといふ気もするのですが、そのことについては何か特別な措置をするとか、そういう気持ちがあるのかどう

○大蔵政府委員 これは通関手続の簡素化ということを主眼といたしておるわけでございまして、か。

現実に税関を品物が通りますときだ、カルネであるがゆえに検査を省略するというようなことは到底も全く考えておらぬ、つでござります。世界

的にもそういうものを省略するための条約といふことではございませんので、カルネを使用するが

ゆえに、入ってはならないようなものがカルネを利用いたしまして入ってくるというようなことは決してないと考えております。

○塚田委員 カルネに対する取り扱いというの

は、国際意義上の問題が伴いますから、そういう面で幾らか心理的にそういう気持ちになるのではないかということを心配したわけですが、それに伴って、これはカルネじゃないのですけれども、たとえばアメリカとの間の地位協定十一条に基づいて軍事郵便については無税で通関いたしますね。そこで、最近沖縄で非常に問題になつてゐるのですけれども、麻薬が考えていましたよりもすいぶん広まつておる。これは一つはベトナムからの引き揚げ軍人軍属あるいは家族、そういう人たちの荷物、これは地位協定十一条によつてはほとんどフリー・ペスで通関するわけですね。その中に入つてゐる。つまりわれわれが手を加えられないのです。そしていろいろなルートを通じて民間に流れていくといふような形跡がある。こういうことがしばしば報道されておる。

いうふうに考えていいきたいのですが。たとえば軍事郵便局というのは国内で数はきまつておると思います。四ヵ所か五ヵ所にきまつておるのです。それで成田の国際空港等も今度できるといふ事態を踏まえて、あそこに軍事郵便局をつくつていいかどうかという問題、むしろ住民は絶対につくつてはならぬという声もいぶんあがつておるさなかでもあるので、大蔵省としてもいま言つたような不都合な事態を阻止するという意味からも新しい空港については好ましくない、こういう考えになるのが至当であると思ひうので、けれども、もう一べんどうぞひとつ御答弁願いたいと思います。

○山本(幸)政府委員 いまお答えしましたよ

に、これはいろいろお尋ねのような事態も予想をされないではありますか、ただいまの日米間の

いろいろな協定、あるいは国際的ないいろいろな慣行等も考えあわせて、将来どういうようにするか

ということについては、わが国としてまだここではつきり私が申し上げる程度には至っていない、

将来の問題として検討をさせていただきたい、こ

う申し上げておる次第であります。

○塚田委員 じゃ、この際関税についての問題の一

つ二つを聞きたいと思う。

これはいすれ一般質問等でいろいろと話があ

うかと思ひますが、近ごろ大蔵省といいますか、

関税、証券をめぐる事件が相次いで起きておると

いう事態、まことに遺憾的な事態です。そこで私は

ついこの間起きた銅の輸入についての差額関税、

スライド関税についての事件等を中心にして若干

御質問をしたいと思うのですが、その前に、実は

この差額関税については三月の段階で豚肉につい

てそういう思ひしれない事件が起きまして、その

ときの答弁では、まだ事件については調査中であ

るから詳細な報告は調査を待つてということで、

自來三ヶ月たつておるので、その後の調査の結果

一体具体的にどういう事実があがり、どうい

う処分といいますか、措置をしたかということに

ついて御報告を願いたいと思います。

○大蔵政府委員 豚肉に關しましては、その後実

におきました全体の調査がおおむね終了に近づい

ています。

○木村(武千代)委員長代理退席、委員長着

てきましたということで、現在私どもの調査の段階に

おきましたことは、通脱税額が約三億円と

ござります。

これに關連をいたします会社は約三十

社でございまして、これらに対しましていかなる

処分をするかという点につきましては、犯則の態

様によりまして告発をするもの、あるいは通告処

分をするもの等は検察庁と打ち合わせの上、最終

的に方針を決定いたしたいと考えておりますが、

現在のいろいろな問題にかんがみまして私ども

といたしましては、これに対しましては非常に敵

格なる態度をもつて臨みたい、かようく考えてお

るわけでございます。

ただ、ここでちょっとお話ををしておきたいと思

いますのは、何か通告処分と申しますと、いかにも甘い処分であるかのごとく印象づけられる面も

あるかと思ひます、過去の例に従いまして、告

發をして、これが立件をされました場合に、その

対象となりますのは、証拠がきわめてはつきりい

たしたもののみが対象になりまして経済的には

通告処分のほうがはるかに重い、要するに罰則を

先方に對しては与えることがしばしば過去

の例において見られる点があるわけでございま

す。

かりに私どもの調査をおきました通脱税額が三

億円ということであれば、通告処分をいたします

と、一番厳重に通告処分をいたしますと、約九億

円というものをその通告処分で徵収をするとい

うことになります。したがいまして、そ

れらの何が一番彼らに対して罰則適用が最も厳重

であるかということに関しまして、検察庁とも十

分に打ち合わせをいたしまして、最終的に態度を

決定をいたしたい、かようく考えておるわけでござ

ります。

○塚田委員 確かに十億円といいますか、相当の

金額です。だけれど、私はこう思うのですよ。

この種の会社——会社の名前はあげませんけれども、十億円や二十億円は、金で解決することなど、そういうふうな方法で解決する事案はない、うなづいて痛くないような情勢に残念ながらいまなっているのじやないか。つまり、社会的

責任を負わせる、特に脱税ですから。そういう

場合に、やはり最も効果のある方法というのは何

か、そしてまた一般国民が、なるほど国は思

う切ってやつたというような印象を与える、つまり

この政治に対する信頼をつなぐという面からい

ら、そういうして痛くないような情勢に残念な

責任を負わせる、特に脱税ですから。そういう

場合に、やはり最も効果のある方法というのは何

か、そしてまた一般国民が、なるほど国

補正してやつておる、正しく申告していると言わ  
れるが、これにはまた何か犯罪があると思うで  
す。必ずまた売り先と相談をしながら、それをの  
がれる道を考えておる、私はそう想像するので  
す。そうでなければ、そういう申告をするはずが  
ないので、その点ひとつどうでしょか。  
**○松本説明員** 豚肉の取引に関連しまして、これ  
を扱つておる商社、貿易業者その他につきまし  
て、調査をしたと申し上げたのでございますが、これ  
はもちろん法人所得全体の調査でございまして、  
豚肉の面も含めまして、当該法人の課税所得が全  
体として適正に課税されておるかどうかといふこ  
とに調査の全部の目的があるわけでございます。  
ただ、巷間豚肉が非常に論議にのぼつております  
ので、調査上の重点の一つとしてそれも含めまし  
て、法人税調査をいたしてまいつたわけでござい  
ます。そして、全般的な所得の脱漏があるかないかとい  
うことに力を注いで調査をいたしておるわけでござ  
います。

きょう各新聞社は一齊に、卸売り物価が六月中  
旬さらばに統騰を続けておるということが出ておりま  
す。その中で最もこの値上がりの主導的な役  
割りを演しておるもののは実は非鉄金属なんです。そ  
題になつておりました食料品の中では、豚肉、卵、  
鶏——まあ豚肉が非常に急騰しているわけです。  
こういう情勢の中では、このせつからく国内産業を  
保護するということで設けられたスライド関税と  
いうものを完全に悪用される懸念は十分あるわけ  
ですよ。ところが豚肉に就いて銅の、肝心の銅の  
差額関税の違反事件が出たということなんですね  
が、この銅の場合は一体どういう状況であるかと  
いうことをひとつ説明していただきたいと思いま  
す。

いう脱税額のものは私どもつかんでおりませんけれども、今後調査の続行によりまして、今後どういう結果になるかは、現在のところ調査を続行中という段階であるわけでござりますので、現在のところわかつておらないわけでございます。

○塙田委員 銅について言いましたが、同様なものは鉛とかあるいは亜鉛とかあるいはマグネシウムとか、これはすべて免税点があらかじめきまっておるわけですよ。だから、銅のようにどんどん上がつてくれれば——免税点まで達しないうちはそんなことはないといっていいのですが、上がってくれば必ず今までの傾向から、どうと出できていく傾向があるので、その他の面についても調査を進めると同時に、いま三千五百万ないし四千万と言いましたが、これは出たときの当初の金額で、その後の調査ではもつと進んでいると思うのですよ。現在の段階でいいですから、どのくらい税金をこまかしているか率直に言ってください。

○大蔵政府委員 私、決して全く隠しておるわけではありませんんで、現在の段階において私どもでわかつておりますのは三千五百万ないし四千円ということでございます。

なお、ちょっととあれでござりますけれども、銅の国際価格が低いときに要するにスライド開税を徴収をいたすわけをございますて、現在のように銅の国際価格が非常に上がつてしまりますると、関税の問題というのはなくなつてくることになるわけであります。

○塙田委員 これは訂正をいたします。

それから国税庁、同じようなことで法人税にひつかかっているというのが想像できるだろと思うのですが、この事件で豚肉もやつた、今までた銅もやつたという同じ会社があるのですが、それはお気づきでしょうか。

○松本説明員 その辺は豚肉の調査に入りますときに念頭に置いておりまして、銅も含めて調査を完了した輸入業者もあるわけでございますが、いままた銅が大きく問題になつておりますので、今後ともさらにその点については今後調査をする分

○塚田委員 この会社は豚もやるし飼もやる、米も貰い占める、大豆も貰い占めるということで、おそらく貰い占めのトップを切つて、いま国民の指弾を受けておる、そういう会社なんですよ。これはひとつ徹底的に進めて特別な調査をして、そしてわざかなものであっても金額の多寡によらずこれは徹底的に糾弾する、処罰をする、こういうことでなければいかぬと思うのです。どうでしょう。

○松本説明員 御指摘のとおりに十分そういう態度をもつて調査をいたしておりますし、今後ともしっかり調査をいたしたいと考えております。

○塚田委員 それでは私のほうから、その点ひとつ嚴重に、特別検察などもありますが、そういうものも含めて、とにかく最高の最大限の検査をする、追及するという態度でひとつ進んでもらいたいと思うのです。

以上をもつて終わります。

○鴨田委員長 増本君。

○増本委員 まずATAカルネの問題につきましてひとつお伺いしたいのですが、先ほどのお話をも保証団体は日本商工会議所を予定して、保証団体に対しては法律上も業務方法書を出させ、監査もする、認可について大蔵大臣が権限を持つ、こういうことがありますけれども、この保証団体が健全な内容で成立をし、そして健全な運営をするといふことが、この条約を進めていく上では一番大事なことだと思うのです。だからつくる上でもやはりこの法の趣旨に沿って保証団体ができるようになければならぬ、これは当然のことだと思うのです。

ですから、政府としても、日本商工会議所を保証団体とするというのであれば、日本商工会議所がその体制をつくるのをただ待つてなくして、やはり法の趣旨に沿つてできるようにしていくといふ上での行政指導が非常に重要な、私はそう考へるのですが、その辺での政府の行政指導の方向、





テートメントによりますと、今回の輸出契約のモニタリングの結果、大豆及び大豆ミールの輸出予想量がそれ以前の予想を大豆につきましては六%，それから大豆ミールにつきましては二七%をこえることが判明した。他方大豆及び大豆ミールの六月中旬の国内物価は、今年四月に比べてそれぞれ六五%及び九〇%上昇。また一年前に比べまして二一〇〇%，それから三一八%も上昇しているということをいっております。したがつて、こういう事態に対処するため規制に乗り出さざるを得なかつたということを発表しております。

したがいまして、六月十三日の発表以降アメリカ政府いたしましては、できる限り従来の輸出

国に対する輸出といふものは確保していくといふ点を繰り返し説明しておつたわけございま

すが、やはり異常な輸出数量とそれから国内價格の騰貴といふものが判明いたしましたので、昨日新聞に報道されておりますよな措置に出ざるを得なかつた、かように考えておる次第でございま

す。

○増本委員 農林省來いらっしゃいますか。——

ことしのアメリカとの大豆の買い入れの契約高と

数量、それから引き渡し分とまだ引き渡しを受け

ていない分ですね、これがどのくらいなのか、ま

ず明らかにしてください。

○増田説明員 まず、わが国におきます四八年

度の大豆の需要量でござりますけれども、これは

大体油をしぶる製油用でございますが、これが約

二百七、八十万トンぐらい、それから食品用が大

体八十万トン強といふことになつております。こ

のうち国産でまかないますのはごくわずかでございまして、約三百五十万トン強くらいを輸入に

依存しておるといふような状況になつておるわけ

でござります。

このうちアメリカからの輸入見込みでございま

すけれども、これは大体三百二十万トン程度とい

うふうに見込んでおりまして、そのうちいまの先

生から御指摘のありました点でござりますけれども、すでに五月の末までに約百五十万トン程度の

輸入が行なわれております。それからすでに船積みされました分、六、七月に着く見込みの数字でござりますけれども、これが大体七十万トン近い

数量の到着が見込まれておるわけでござります。

○増本委員 あなたのおっしゃった三百二十万ト

ン、アメリカとの分ですね。そうするとこれはす

でに契約数量ですか。

○増田説明員 全部が契約ではございませんが、

契約はいろいろ積み期ごとに契約されておりまし

て、たとえば十二月積み等はあまりはつきりして

おりませんけれども、大体この六月からの十一月

積みでござりますが、これが大体百五十万トン程

度、そのほか十二月があまりはつきりしませんけ

れども、三十万トン程度、それからさらに一月積

みあたりの契約もあるようござりますけれども、

も、ここら辺になりますとまだ数量はつきりつか

んでいない状況でござります。

○増本委員 そうすると、この大豆の今回の輸出

規制によってストップを受けて、日本に入つてこ

ない分といふのは何万トンになるのですか。

○増田説明員 今度の輸出規制の対象になります

ものは、主としまして七月積み以降の予定の旧

穀、七二年産のものでございますが、それらが対

象になると考えられておりまして、それが大体七

十万トン程度でござります。

○増本委員 勘定が合わないですね。あなたの先

ほどの説明だと、アメリカとの大豆の今年分の契

約が三百二十万トンで、五月の末までに船積みさ

れているものが百五十万トン、六、七月で七十万

トン、こういうことですね。そうすると少なくとも

も百万トンくらいは入つてこないというような

定にもなると思うのですが、どうなんですか。

○増本委員 ちょっとことばが足りなかつたか

と思ひますけれども、三百二十万トン程度と申し

上げましたのは、契約がすべてできた輸入必要

量、約三百五十万トンと申しましたけれども、そ

のうち三百二十万トン程度アメリカから輸入する

見込みにしておるということでございまして、そ

の点はお認めになりますか。

○西田説明員 ただいま三条しか御説明いたしま

せんでしたけれども、第四条に、三条の政策を実

施するため、大統領は米國からの輸出を禁止また

は規制することができるということで大統領にスト

ップをかける。そういうことのできる権限を与える

というようなことまでは書いてありませんね。そ

ておるわけござります。

○増本委員 こういうようなことをやられると、

これは大臣お見えになつておりますけれども、大

臣が主張しておられるワーン・ワールド・エコノ

ミーというたてまえからいっても、それから直接

狭い意味での非関税障壁ではないけれども、輸出

の数量制限とか規制とか禁止というようなことを

みされました分、六、七月に着く見込みの数字でござりますけれども、これが大体七十万トン近くあります。そういう数字に分かれることでござります。

○増本委員 すでに契約をされて引き渡しを受けたばかりであったのに、今回ストップを受けると

いう分は七十万トンぐらいた、こういうことです

か。

○増田説明員 はい、さようございます。

○増本委員 いずれにしても契約をして引

き渡しを受けるばかりであつたのに、こういうこ

とでストップを受ける。これは契約を履行しない

ということですから、取引からいけば債務不履行

という重だな背信行為だというふうに思ひます。

ね。六月十三日の段階で新聞発表によると、日本

にあるアメリカの大使館は、外務省や農林省など

に、契約したものは尊重する、日本に対しては迷

惑をかけないといふように伝えてきていた、こう

いうようないつているのですけれども、この事実

は間違いかつたのですか、いかがですか。六月

十三日のあの規制をした段階ですか。

○西田説明員 既契約は尊重したい、それから

従来の大きな輸出国に対してはなるべく迷惑をか

けたくない、こういう気持ちを表明されておりま

したけれども、契約されたものは絶対にすべて実

行するんだというところまではつきりした説明は

なかつたように理解しております。

○増本委員 そこで、先ほどの話にちょっと戻り

ますけれども、一九六九年の輸出規制法の第三条

第二項、これは先ほど次長もお読みになつたよう

に宣言的な内容ですね。ここでは大統領にスト

ップをかける。そういうことのできる権限を与える

というようなことまでは書いてありませんね。そ

ておるわけござります。

○西田説明員 ただいま三条しか御説明いたしま

せんでしたけれども、第四条に、三条の政策を実

施するため、大統領は米國からの輸出を禁止また

は規制することができるということで大統領にスト

ップをかける。そういうことのできる権限を与える

というようなことをやられると、

これは大臣お見えになつておりますけれども、大

臣が主張しておられるワーン・ワールド・エコノ

ミーというたてまえからいっても、それから直接

狭い意味での非関税障壁ではないけれども、輸出

の数量制限とか規制とか禁止というようなことを



円」に改める。

○鴨田委員長 この際、提出者より両修正案の趣旨の説明を求めます。木村武千代君。

○木村(武千代)委員 ただいま議題となりました両修正案につきまして、提出者を代表して提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。まず、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案について申し上げます。

この修正案は、別途今国会に提出されております厚生年金保険法等の一部を改正する法律案が修正され、厚生年金の基本年金額のいわゆる定額部分を、原案の被保險者期間一月につき九百二十円から千円に引き上げることとしていることに伴いまして、国家公務員共済組合法に基づく年金の最低保障額等について所要の引き上げ措置を講じようとするものであります。

すなわち、退職年金の最低保障額につきましては、原案の三十万二千四百円から三十一万千六百円に、また、廃疾年金の最低保障額につきましては、廃疾の程度が一級に該当する者にとっては原案の三十六万九千六百円から三十九万三千六百円に、二級に該当する者にあっては同じく三十三万二千四百円から三十一万一千六百円に、三級に該当する者にあっては同じく二十二万八百円から二十四万円に、さらに、遺族年金の最低保障額につきましては原案の二十三万五千二百円から二十五万四千四百円にそれぞれ引き上げることとするほか、通算退職年金のいわゆる定額部分につきましても所要の引き上げを行なうこととするものであります。

なお、本修正の結果、来年度以降国の負担増となる額は平年度ベースで約四億八千万円と見込まれております。

次に、昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する

年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案について申し上げます。

この修正案も厚生年金保険における修正内容の九百二十円から千円に引き上げることとするものであります。

以上が両修正案の提案の趣旨及びその内容であります。

何とぞ、御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○鴨田委員長 これにて両修正案の趣旨の説明は終わりました。

この際、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣において意見があれば、発言を許します。愛知大蔵大臣。

○愛知国務大臣 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣において意見があれば、発言を許します。愛知大蔵大臣。

○鴨田委員長 これより討論に入るのあります。が、討論の申し出があれませんので、直ちに採決に入ります。

まず、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたしました。

まず、本案に対する修正案について採決いたしました。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立總員。よって、本修正案は可決いたしました。

て、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立總員。よって、本修正案は可決いたしました。

年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたしました。

○鴨田委員長 起立總員。よって、本修正案は可決いたしました。

年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたしました。

の生活保障の充実が強く要請されるに至つております。

特に年金制度に対する期待と関心が一段と高まりつつあります。

国家公務員及び公共企業体職員の共済組合制度につきましても、これまで幾多の検討改善が加えられ、また、既裁定年金の額も、連年その引き上げがはかられてきたところであります。なほ組合員及び年金受給者より、給付水準の引き上げと年金の実質価値保全のための具体的対策等が求められています。

本附帯決議案は、このような事情にかんがみ、共済組合の給付に要する費用負担とその給付内容のあり方、長期給付の財政方式等制度充実のため検討すべき諸点を取りまとめ、その実現方について、政府に一そらの努力を傾注されるよう要望するものであります。

もとより、これらの諸点を実現するに際しましては、他の公的年金制度との均衡、年金財政の長期見通しと財源負担の原則等解決すべき困難な諸問題が存することも十分に承知いたしておりますが、新制度発足以来すでに十数年を経過いたしておらず、まだ、国家公務員の共済組合につきましては、たまたま財源率の再計算期を来年に控えているというこの機会に、職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資するという法の目的に照らし、共済組合制度全般について抜本的な検討を加えるべきであると考える次第であります。

したがいまして、この際、本委員会において議が重ねられてまいりました共済組合制度改善のための諸問題につきまして、政府に特段の考慮を払うよう強く要請するものであります。

以上が本附帯決議案の提案の趣旨であります。

何とぞ、御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○鴨田委員長 起立總員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等

の一部を改正する法律案及び昭和四十一年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対

する附帯決議（案）  
政府は、共済組合制度の充実を図るため、左記事項を実現するよう、なお一層努力すべきである。

一 共済組合の給付に要する費用の負担及びその給付内容の改善については、他の公的年金制度との均衡等を考慮しつつ、適切な措置を講ずるよう検討すること。

二 国家公務員共済組合等及び公共企業体職員等共済組合からの年金について、国民の生活水準、国家公務員及び公共企業体職員の給与、物価等の上昇を考慮し、既裁定年金の実質的価値保全のための具体的な対策を早急に進めること。

三 長期給付の財政方式については、賦課方式の問題も含めて検討すること。

四 旧令、旧法による年金額の改善については、引きつき一層努力すること。

五 国家公務員共済組合及び公共企業体職員等共済組合両制度間の年金算定の基礎俸給、最低保障額等の差異について、是正するよう検討すること。

六 家族療養費の給付については、他の医療保険制度との均衡を考慮しつつ、その改善に努めること。

七 長期に勤続した組合員が退職した場合において、医療給付の激変をさけるための措置をすみやかに検討すること。

八 労働組合の非在籍専従役員が共済組合員としての資格を継続することについて検討すること。

九 共済組合の運営が一層自主的、民主的に行なわれるため、運営審議会等において組合員の意向がさらに反映されるよう努めること。

○鴨田委員長 これにて趣旨の説明は終わりま

した。

おはかりいたします。

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、

まさんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりましたので、これを許します。愛知大蔵大臣。

○愛知国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といましても御趣旨に沿いまして十分検討いたしたいと存じます。

○鴨田委員長 佐藤運輸政務次官。

○佐藤（文）政府委員 ただいま附帯決議のあります事項につきましては、政府といましても御趣旨を休して十分検討したいと思います。

○鴨田委員長 佐藤運輸政務次官。

○鴨田委員長 佐藤運輸政務次官。

○鴨田委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました兩法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○鴨田委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました兩法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○鴨田委員長 次に、通行税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

通行税法の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

通行税法の一部を改正する法律案  
通行税法（昭和十五年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「一人一回ニ付千六百円ヲ超ユルモノニ限ル」を「一般ノ乗客ノ通常利用スル寝台ニ係ル料金トシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク」に改

めます。愛知大蔵大臣。

○愛知国務大臣 ただいま議題となりました通行税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、別途日本国有鉄道の運賃の改定について御審議を願っておりますが、この際、通行税法についても所要の調整を加えるため、この法律案を提出した次第であります。

日本国有鉄道の旧二等寝台に相当するB寝台については、現在、一般的な乗客がこれを利用することができます。しかし、通常の寝台料金の範囲の規定を改定されることはありますので、この際、通行税を非課税とするよう免税点を定めておりますが、今回の運賃改定によりB寝台の料金も改定されることとなりますので、この際、通行税を非課税とするべき寝台料金の範囲の規定を改正し、一般的な乗客が通常利用する寝台にかかる料金として政令で定めるものに対する通行税を非課税とするほか、所要の規定の整備をはかることとしております。

以上、通行税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由とその内容の大要を申し上げました。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同ください

いますようお願い申し上げます。

○鴨田委員長 これにて提案理由の説明は終りました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

め。

附則第四項中「急行料金若ハ準急行料金」を「若ハ急行料金」に改める。

1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。

2 改正後の通行税法の規定は、この法律の施行の日以後に領収する旅客運賃等（同法第二条に規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金、寝台料金又は特別車両料金等をい

う。以下同じ。）に係る通行税について適用し、同日前に領収した旅客運賃等に係る通行税については、なお從前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により從前の例によることとされる通行税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

理由

通行税を非課税とされる鉄道等の寝台料金の範囲等について所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第三条中「一人一回ニ付千六百円ヲ超ユルモノニ限ル」を「一般ノ乗客ノ通常利用スル寝台ニ係

ル料金トシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク」に改